

佐渡市 見守り活動ネットワーク

◆異変のポイント

- ①配達物が数日たまっている。
- ②昼夜問わずに家の電気がつけっぱなし、または消えている。
- ③窓、カーテン、雨戸が開閉された様子がない。
- ④洗濯物が出しっぱなしになっている。または、何日も干されていない。
- ⑤最近、顔を見なくなった。
- ⑥季節に合わない服装をしている。衣服に身体の汚れ・異臭がある。
- ⑦子供だけで夜の徘徊や遊びをしている。
- ⑧普通ではない子供の泣き声、罵声が聞こえる。 など

◆緊急時の対応

- ①急病等で現に倒れている人を見つけたり、事件性が認められるような事態を発見した場合は、速やかに救急要請や、警察への通報を行いましょう。
- ②救急車両、警察の到着までは現地にいて、引継ぎを行いましょう。
- ③緊急時には、状況によっては、到着までに心臓マッサージ等の処置を行いましょう。
- ④上記の場合、家内への入り込みについては、不法侵入とはなりません。

連絡先一覧

緊急の場合

- ・警察 110
- ・消防 119

児童・若者の場合

- ・子ども若者相談センター 58-8077
- ・虐待（児童相談所） 189(いちはやく)

高齢者の場合

- ・佐渡東地域包括支援センター 23-5515(両津)
- ・佐渡西地域包括支援センター 57-8152(相川・佐和田)
- ・佐渡中央地域包括支援センター 63-3120(金井・新穂・畑野・真野)
- ・佐渡南地域包括支援センター 88-3844(小木・羽茂・赤泊)

障がい者等の場合 その他

- ・佐渡市役所高齢福祉課 63-3790
- ・佐渡市消費生活センター 57-8143または188(いやや)

異変を発見したら、迷わず、すぐに連絡・相談！